岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

は盛岡市

岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

をいう。次条第1項において同じ。)の引受けを行う個

人に係る県民税にあっては事務所又は事業所の所在地(当

該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるもの

の所在地)、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県

民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあって

岩手県泉税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(課税地)	(課税地)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。	2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。
県 民 税 個人の県民税にあっては住所地又は事務所、事業所若し	県 民 税 個人の県民税にあっては住所地又は
くは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団	くは家屋敷の所在地、法人及び法人
で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この項 <u>、</u> 次	で代表者又は管理人の定めのあるも
条第1項 <u>、第38条第1項及び第39条第1項</u> において「法	次条第1項において「法人等」とい
人等」という。)の県民税にあっては事務所、事業所又	っては事務所、事業所又は寮、宿泊
は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下	れらに類する施設(以下この項、次
この項、次条第1項、第27条第1項、第38条第2項及び	1項、第38条第2項及び第39条第2
第39条第2項において「寮等」という。)の所在地(当	という。)の所在地(当該事務所、
該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主た	以上ある場合には、主たるものの所
るものの所在地)、法人課税信託(法人税法(昭和40年	託(法人税法(昭和40年法律第34号
法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託	に規定する法人課税信託をいう。次

は事務所、事業所若し 人でない社団又は財団 ちの(以下この項及び いう。) の県民税にあ **自所、クラブその他こ** 欠条第1項、第27条第 2項において「寮等」 事業所又は寮等が2 所在地)、法人課税信 号) 第2条第29号の2 欠条第1項において同 じ。) の引受けを行う個人に係る県民税にあっては事務 所又は事業所の所在地(当該事務所又は事業所が2以上 ある場合には、主たるものの所在地)、利子等に係る県 民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得 金額に係る県民税にあっては盛岡市

[略]

3 「略]

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの<u>及</u> び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表 者又は管理人の定めのあるもの(第6項に規定するものを除く。)

 $(4 \mathcal{O} 2) \sim (7)$ [略]

$2 \sim 4$ [略]

- 5 法人税法第2条第6号の公益法人等<u>(</u>防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。
- 6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益 事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又

[略]

3 [略]

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの

(402)~(7) [略]

 $2 \sim 4$ [略]

- 5 <u>公益法人等(</u>法人税法第2条第6号の公益法人等<u>並びに</u>防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。
- 6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益 事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下

は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関 する規定を適用する。

[略]

(法人等の均等割の税率)

ご それぞれ当該区分に広ずる同志の士欄に完める類とする

じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める額とする。		
法人等の区分	税	2 率
(1) 資本金等の額が50億円を超える法人(保険業法	年額	800,000円
(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外		
の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		
及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除		
く。次号から第4号までにおいて同じ。)		

県民税について「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受け を行うものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

7 [略]

(法人の均等割の税率)

第38条 法人等の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応 第38条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、 てれ だれ 火熱 反 八 に 大 ボフ 日 末 の ナ 棚 に 字 み 7 姫 し ナフ

(2) 資本金等の額が <u>10億円</u> を超え <u>50億円</u> 以下である	年額	540,000円
<u>法人</u>		
(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である	[略]	
<u>法人</u>		
(4) 資本金等の額が <u>1,000万円</u> を超え <u>1億円</u> 以下で	年額	50,000円
ある <u>法人</u>		
(5) 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	20,000円

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号若しくは第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人等の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある<u>法人等</u>(法人課税信託の引受けを 行う個人を含む。)は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24 項及び第26項から第28項までの申告書を局長に提出し、及びその申告に係る 税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものと みなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(法人等の均等割の課税免除)

第41条 <u>次に掲げるもの</u>に対しては、県民税の均等割を課さない。<u>ただし、</u> これらのものが収益事業を行う場合は、この限りでない。

<u> </u>		
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が	年額	50,000円
<u>1,000万円</u> を超え <u>1億円</u> 以下である <u>もの</u>		
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1	[略]
億円を超え10億円以下である <u>もの</u>		
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10	年額	540,000円
<u>億円</u> を超え <u>50億円</u> 以下である <u>もの</u>		
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50	年額	800,000円
<u>億円を超えるもの</u>		

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人 (法人課税信託の引受けを行う個人を含む。) は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局長に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(法人の均等割の課税免除)

第41条 <u>地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益</u> 事業を行わないものに対しては、県民税の均等割を課さない。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- (2) 社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第42条 第1項第1号アに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割と する。以下この条において「所得割等」という。)又は収入割についてすべ き申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

(1)・(2) 「略]

- (3) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、<u>当該事業年度終了の日から</u>その<u>最後の分配の</u>行われる日の前日まで)
- (4) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、残余財産の分配の日の前日
- (5) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)

$2 \sim 6$ [略]

(法人の事業税に係る徴収猶予に関しての手続)

第47条の2 「略]

(不動産取得税の課税客体)

第54条 「略]

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第42条 第1項第1号アに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割と する。以下この条において「所得割等」という。)又は収入割についてすべ き申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

(1)・(2) 「略]

- (3) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)
- (4) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、残余財産の分配又は引渡しの日の前日
- (5) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配<u>又は</u>引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

$2 \sim 6$ [略]

(<u>第42条第1項第1号アに掲げる法人に係る法人の事業税の</u>徴収猶予に関しての手続)

第47条の2 [略]

(不動産取得税の課税客体)

第54条 「略]

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡

機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令第36条の2の2第1項で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあっては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過した日においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 住宅を購入して譲渡する者で地方税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第79号)附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の政令第36条の2の3で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものを当該住宅が新築された日から6月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から6月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から6月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

することを業とする者で<u>法第73条の2第2項の政令</u>で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

4 [略] 3 [略]

5 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の 4 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の 専有部分の取得があった場合においては、当該専有部分の属する一棟の建物 (同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の 価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定し て得られる専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程 度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて総務省令 第7条の3で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同 じ。)によってあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったもの とみなして、不動産取得税を課する。

「略]

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住 組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の 規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地にお ける防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び 第65条において同じ。) 又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土 地改良事業(独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14 年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則 第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成 11年法律第70号) 附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和 49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第19条第1項第1 号イの事業を含む。第65条において同じ。)の施行に係る土地について法令 の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項及び第65条にお いて「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等で ある土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に 当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前

専有部分の取得があった場合においては、当該専有部分の属する一棟の建物 (同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の 価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定し て得られる専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程 度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて法第73 条の2第4項の総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次 項において同じ。)によってあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得 があったものとみなして、不動産取得税を課する。

「略]

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住 組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の 規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地にお ける防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び 第65条において同じ。) 又は十地改良法(昭和24年法律第195号)による十 地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法 (平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により 行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第 7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項 第1号イの事業を含む。第65条において同じ。)の施行に係る土地について 法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項及び第65 条において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換 地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日 以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において 「従前の土地」という。)の取得があったときは、当該従前の土地の取得を

の土地」という。)の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって 当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者 とみなして、不動産取得税を課する。

8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2 (農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として政令第36条の2の3で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第61条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(政令第39条の2の4第1項で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第39条の2の4第2項で定めるものについて)その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える

もって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を 取得者とみなして、不動産取得税を課する。

7 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2 (農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として法第73条の2第11項の政令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第61条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて)その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合においては、

場合においては、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、 当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 住宅を購入して譲渡する者で政令第39条の3で定めるものが購入した特例適用住宅(新築された日から6月以内に購入した特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものに限る。)及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅の当該購入の日から1年以内にその者から取得した場合(前号に該当する場合を除く。)

$2\sim5$ 「略]

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免 除等)

- 第64条の7 土地改良区<u>又は独立行政法人緑資源機構</u>が土地改良法第53条の3第1項<u>若しくは</u>第53条の3の2第1項の規定<u>又は独立行政法人緑資源機構</u>法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれらの規定により換地計画において定められた換地(政令第39条の7の2で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区<u>又は独立行政法人緑資源機構</u>による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。
- 2 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が 土地改良法第53条の3の2第1項(独立行政法人緑資源機構法第16条第2項 又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる 旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下この項 において同じ。) の規定により換地計画において定められた換地であって、 土地改良法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたもの を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡した

200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

$2\sim5$ 「略]

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の7 土地改良区が土地改良法第53条の3第1項<u>又は</u>第53条の3の2 第1項の規定により換地計画において定められた換地(<u>法第73条の27の7第</u> <u>1項の政令</u>で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をそ の取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地 の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除す る。

2 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が 土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた 換地であって、<u>同項第1号</u>に掲げる土地として定められたものを取得した場 合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該 農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係 る徴収金に係る納税義務を免除する。 ときは、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動 産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

$3 \sim 6$ 「略]

7 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収 した場合において、当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適 用があることとなったときは、当該土地改良区、独立行政法人緑資源機構又 は農地保有合理化法人の申請に基づいて、これらの規定によって免除すべき 額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

8 「略]

附則

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 「略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10 第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金 額を除く。)その他政令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける 同項で定める金額及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われ る金額(同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に 係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に る株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用す る。

3・4 「略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社(以下この項及び第7項において「特定中小会社」という。)の同条第1項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により

3~6 「略]

7 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収 した場合において、当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適 用があることとなったときは、当該土地改良区又は農地保有合理化法人の申 請に基づいて、これらの規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれ に係る徴収金を環付するものとする。

8 「略]

附則

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10 第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金 額を除く。)その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付 を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第37条の10第4項並 びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額(これら の規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係 る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する 株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 • 4 「略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。)の同条第1項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(同法

取得(同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令附則第18条の6第1項各号で定める者であったものを除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間(第4項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第18条の2第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、<u>政令附則第18条の6第3項</u>で定めるところにより、前項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。第8項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。第8項において同じ。)に限り、適用する。

3 • 4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3 項まで<u>及び第18条の2の3第1項</u>の規定の適用については、<u>附則第18条の2</u> <u>第1項</u>中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第18条の3第 3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第18 第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の法附則第35条の3第1項の政令で定める者であったものを除く。第3項及び第4項において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間(第4項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したことによる損失の金額として法附則第35条の3第1項の政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第18条の2第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、<u>法附則第35条の3第2項の政令</u>で定めるところにより、 前項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45 条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民 税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出 された第32条の4第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受け ようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適 用する。

3 • 4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

条の2の3第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第 18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

6 「略]

- 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。)をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。
- (1) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であった株式会社を含む。以下この項において同じ。)が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。)前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で総務省令附則第20条第10項で定めるもの
- (2) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者への売委託に基づくもの又は当該金融商品取引業者に対するもの
- 8 前項の規定は、政令附則第18条の6第17項及び第18項で定めるところに より前項の規定の適用を受けようとする年度分の第32条の3の規定による申

6 「略〕

告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用 する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第20条の3 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の17第1項で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第61条第1項第4号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第61条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年)」と、第62条第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年)」とする。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社<u>又は</u>家屋を新築して譲渡することを業とする者で<u>法附則第10条の2第1項の政令</u>で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>平成22年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、<u>同項ただし書</u>中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第61条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び<u>第62条</u>の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>平成22年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として<u>法附則第10条の2第2項の政令</u>で定める場合においては、4年)」と、第62条第1項中「2年<u>以内、同条第2項第1号</u>」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として<u>法附則第10条の2第2項の政令</u>で定める場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」とする。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展

を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年4月1日から平成20年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事がその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事がその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で総務省令附 則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で同条第2項に規定するもの、専らメタノールを内燃機関の 燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタ ノール以外のものとの混合物で同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料 として用いる自動車で同条第3項に規定するもの(次項及び第3項において 「電気自動車等」という。)並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、 かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供す るバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各 号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表の規 定にかかわらず、次の表に定める税率とする。 を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年4月1日から平成22年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事がその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事がその取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車 (電気自動車 (電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。第3項において同じ。)、天然ガス自動車 (専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。第3項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの(次項において「電気自動車等」という。)並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で 平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する 新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたも の 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年 度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成9年3月31日</u>までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

「略〕

「略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が終務省令附則第5条の2第1項で定める許容限度(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第2項で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で 平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する 新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたも の 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年 度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成11年3月31日</u>までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

「略〕

[略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法 律第49号) 第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条におい て「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定め られる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の 3第3項の政令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エ ネルギー消費効率」という。) に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車 のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10 月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保 安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス 保安基準 | という。) に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項の 総務省令で定めるもの(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物 排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第3項の総務省 令で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平 成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合 にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日 から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成 「略]

[略]

3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年 窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の 2第4項に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自 動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受 けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17 年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ っては平成18年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表 に定める税率とする。 20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

「略]

3 <u>次に掲げる自動車</u>に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が<u>平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</u>の間に新車新規登録を受けた場合にあっては<u>平成21年度分</u>の自動車税に限り、当該自動車が<u>平成21年4月1日から平成22年3月31日まで</u>の間に新車新規登録を受けた場合にあっては<u>平成22年度分</u>の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

- (2) 次に掲げる天然ガス自動車
 - ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの
 - イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両 法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとし て定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号ロの総 務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第5項で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動

準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガ ス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号 口の総務省令で定めるもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの
- 4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

「略]

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率<u>に100分の115を乗じて得た数値</u>以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるもの</u>(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(自動車取得税の税率等の特例)

第27条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。

$2 \sim 4$ 「略]

- 5 平成2年4月1日から<u>平成20年5月31日</u>までの間に行われた自動車の取得に係る第122条及び第123条の4の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。
- 6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得(第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。
- 7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出 許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定め

(自動車取得税の税率等の特例)

第27条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日まで又は地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第一号)の公布の日の翌日(第6項、第7項及び第9項並びに次条第2項において「平成20年改正法適用日」という。)から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。

$2 \sim 4$ [略]

- 5 平成2年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に行われた自動車の取得に係る第122条及び第123条の4の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。
- 6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得(第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成20年改正法適用日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。
- 7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出 許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定め

- るものの取得(第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自 動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該 取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限 り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た 額」とする。
- 8 前2項の規定は、第123条の2第1項又は法第699条の12の規定により提 出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の 適用を受けようとする旨その他の総務省令附則第12条の2第3項で定める事 項の記載がある場合に限り、適用する。
- に限る。) のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以 降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32 条第11項の総務省令で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排 出ガス保安基準 という。) に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エ ネルギー消費効率以上のもので法附則第32条第11項の総務省令で定めるもの (以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第2項から 第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除 く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日 から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項 の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとし た場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸 化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒 素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で法附 則第32条第11項の総務省令で定めるものにあっては、100分の2)を控除し た率とする。

- るものの取得(第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自 動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該 取得が平成20年改正法適用日から平成22年3月31日までの間に行われたとき に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して 得た額」とする。
- 8 前2項の規定は、第123条の2第1項又は法第699条の12の規定により提 出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の 適用を受けようとする旨その他の法附則第32条第9項の総務省令で定める事 項の記載がある場合に限り、適用する。
- 車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするもの | 9 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以 下この項において同じ。)の取得(第2項から第4項まで、第6項又は第7 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車 取得税の税率は、当該取得が平成20年改正法適用日から平成22年3月31日ま での間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当 該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき 同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100 分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた 場合にあっては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100 分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1 (当該取得が平 成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100 分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第 41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定 (軽油引取税の税率の特例)

第28条 [略]

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第29条 「略]

められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第1号の総務省令で定 めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効 率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第2号の総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で法附則第32条第11項第3号 の総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平 成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 安基準で法附則第32条第11項第3号の総務省令で定めるものに適合する もの

(軽油引取税の税率の特例)

第28条 [略]

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日まで<u>又は平成20年改正法適用日から平成30年3月31日まで</u>の間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第29条 「略]

(狩猟税の税率の特例)

第30条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登

録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、 第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じ た税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための 特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定によ り読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定 する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。) を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 号。以下「平成20年改正法」という。)の公布の日(以下「施行日」という。)から 施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度 以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例(以下「旧条例」という。) 附則第18条の3第7項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第一号)の公布の日前」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)」とする。
- 3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第18条の3第5項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び 附則第18条の2の3第1項の規定の適用について」と、「同条第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第18条の2

- の3第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。 (法人の県民税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例第27条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条の規定(同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、 平成20年改正法による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の 均等割については、なお従前の例による。
- 4 施行日から平成20年改正法附則第1条第6号に定める日の前日までの間における新条例第38条第1項の規定の適用については、同項の表の第1号中
 - ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。) 及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
 - エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)
 - オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表に おいて同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とあるのは、

- ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)
- エ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表に おいて同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第2項の規定は、施行日の翌日(以下「適用日」という。)以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第54条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 又は同項の規定により定められた住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 3 適用日前の旧条例第61条第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。 (自動車税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第6条 新条例附則第30条の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受け た者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(いわての森林づくり県民税条例の一部改正)

第7条 いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (法人等の均等割の税率の特例) (法人の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業 第3条 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業 年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52 年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52 条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、県 条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1 税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額とし 右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める て当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 「略] 2 「略] 備考 改正部分は、下線の部分である。

(いわての森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 前条の規定による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、 平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。